

介護保険で利用できるサービス

※ 以下の「自己負担額のめやす」は1割負担の場合の額であり、介護度やサービスが提供される体制などによって異なります。

◆ 居宅サービス

要介護1～5の方

要支援1・要支援2の方

訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴や排せつ、食事などを介助する身体介護や、調理や洗濯、掃除などを手助けする生活援助を受けることができます。また、通院などを目的とした乗降介助も利用することができます。



自己負担額のめやす

身体介護(30分以上1時間未満)
⇒387円
生活援助(20分以上45分未満)
⇒179円

訪問型のサービス

※下記の2つのサービスから選択して利用できます。

■訪問型サービス(訪問介護相当)

介護予防を目的として、ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について手助けをします。

■訪問型サービスA

訪問型サービス(訪問介護相当)と比べ、訪問スタッフやサービス内容の基準を緩和したサービスを提供します。

自己負担額のめやす (1ヶ月)

○訪問型サービス(訪問介護相当)

週1回程度の利用 要支援1・2: 1,176円
週2回程度の利用 要支援1・2: 2,349円
週2回程度以上 要支援2のみ: 3,727円

○訪問型サービスA

週1回程度の利用 要支援1・2: 1,058円
週2回程度の利用 要支援2のみ: 2,114円

訪問入浴

介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。

自己負担額のめやす 1,266円

介護予防訪問入浴

介護予防及び心身機能の維持回復を目的として、訪問による浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。

自己負担額のめやす 856円

訪問リハビリテーション

居宅で理学療法士などから日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションが受けられます。

自己負担額のめやす
307円(R6.5まで)
308円(R6.6から)

介護予防訪問リハビリテーション

居宅で理学療法士などから日常生活の自立ができるよう、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。

自己負担額のめやす
307円(R6.5まで)
298円(R6.6から)

要介護 1~5 の方

要支援 1・要支援 2 の方

居宅療養管理指導

居宅で医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから、療養上の管理や指導が受けられます。

自己負担額のめやす 医師又は歯科医師による指導 514 円 (R6.5 まで)
515 円 (R6.6 から)

介護予防居宅療養管理指導

居宅で医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

訪問看護

疾患などを抱えている方が居宅で、看護師などから、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

自己負担額のめやす

30 分未満の場合 470 円 (R6.5 まで)
30 分未満の場合 471 円 (R6.6 から)

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている方が居宅で、看護師などから、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

自己負担額のめやす

30 分未満の場合 450 円 (R6.5 まで)
30 分未満の場合 451 円 (R6.6 まで)

※上記の金額は訪問看護ステーションの場合の金額です。

通所介護

通所介護施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援が受けられます。また、そのほかにも生活行為向上のための支援、その方の目標に合わせた選択的なサービス(個別機能訓練、栄養改善、口腔機能の向上など)が日帰りで受けられます。



自己負担額のめやす

5 時間以上 6 時間未満の場合
570 円~984 円

+

(選択的サービス)

入浴介助 40 円
個別機能訓練 56 円
栄養改善 200 円
口腔機能向上 150 円

通所型のサービス

■通所型サービス(通所介護相当)

通所介護施設で、食事や入浴、生活行為向上のための支援、その方の目標に合わせた選択的なサービスが日帰りで受けられます。

■通所型サービス A

通所型サービス(通所介護相当)と比べ、内容を限定したサービスを提供します。(体操やレクリエーション、食事などを行います。入浴や機能訓練指導員によるリハビリは対象外となります。)

自己負担額のめやす (1ヶ月)

○通所型サービス(通所介護相当)

要支援 1: 1,798 円 要支援 2: 3,621 円

○通所型サービス A

週 1 回程度の利用 要支援 1・2: 1,618 円
週 2 回程度の利用 要支援 2 のみ: 3,259 円

+

(選択的サービス) (1ヶ月)

栄養改善 200 円
口腔機能向上 150 円
生活機能向上グループ活動 100 円

※要支援 1・2 の方は、上記のサービスの他に、短期集中予防サービスと住民等主体の通所サービスも利用できます。詳しくは、36 ページへ。

要介護1～5の方

要支援1・要支援2の方

通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援、その方の目標に合わせた選択的なサービス(栄養改善、口腔機能の向上など)が日帰りで受けられます。

自己負担額のみやす

6時間以上7時間未満
710円～1,281円(R6.5まで)
715円～1,290円(R6.6から)

+

(選択的サービス)

入浴介助	40円
短期集中リハビリテーション	110円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円

※食費やおむつ代などは保険の対象となりませんので、別途自己負担となります。

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など)が日帰りで受けられます。

自己負担額のみやす(1ヶ月)

要支援1: 2,053円(R6.5まで)
要支援1: 2,268円(R6.6から)
要支援2: 3,999円(R6.5まで)
要支援2: 4,228円(R6.6から)

+

(選択的サービス)(1ヶ月)

運動器機能向上 225円(R6.5まで)
栄養改善 200円
口腔機能向上 150円



福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具が借りられます。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト(本体のみ)、自動排泄処理装置(本体のみ)

※スロープ、歩行器、歩行補助杖は福祉用具の貸与と購入を選択できます。

※原則として保険給付の対象とならないもの。

- 要支援1、2・要介護1の方⇒車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト
- 要支援1、2・要介護1～3の方⇒自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

自己負担額のみやす 実際には貸与に要した費用に応じて異なります

介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助け、生活機能の改善などを図るための福祉用具が借りられます。

福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、10万円(1割負担の場合は9割相当額を給付)を限度(年度内)として福祉用具購入費が支給されます。(申請が必要です)

※「指定福祉用具販売事業者」から購入したものに限り、保険給付の対象となります。

腰掛便器(ポータブルトイレなど)、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具(入浴用いすなど)、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、スロープ、歩行器歩行補助杖

※スロープ、歩行器、歩行補助杖は福祉用具の貸与と購入を選択できます。

介護予防福祉用具購入費の支給

要介護 1～5 の方

要支援 1・要支援 2 の方

住宅改修費の支給

介護予防住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円(1割負担の場合は9割相当額を給付)を限度(1住宅につき)として住宅改修費が支給されます。

※工事開始前に事前申請が必要です。ケアマネジャーに確認してください。

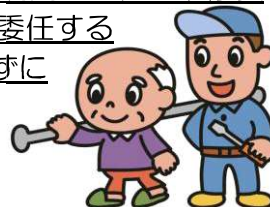
手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止および移動の円滑化などのための床材の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器などへの便器の取替え、その他これらの工事に付帯して必要な工事

<申請の流れ>

- 1 住宅改修の相談：ケアマネジャーや改修業者に相談をします。
- 2 承認申請：理由書、見積書、平面図、改修前の写真などを添えて市に事前に申請します。
- 3 承認決定：市が承認決定し、承認決定通知書を送付します。
- 4 改修工事：工事を着工します。
- 5 支給申請：工事後に改修後の写真、本人名義の領収証を添えて市に申請します。
- 6 保険給付の支払い：市から保険給付を行います。(※)

※ 釧路市では「受領委任払い」を行っています。1割負担の場合、利用者が住宅改修費の1割分を改修業者に支払い、9割分の給付金の受領を改修業者に委任する方法です。これにより、利用者は一時的にまとまった費用を負担せずに住宅改修を行うことができます。

ただし、この方法は改修業者が市に届出をする必要があるため、改修業者にあらかじめご確認ください。



短期入所生活介護 短期入所療養介護

介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

自己負担額のめやす (1日)

介護老人福祉施設
603円～1,028円
介護老人保健施設
753円～1,161円

介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護

介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

自己負担額のめやす (1日)

介護老人福祉施設
451円～681円
介護老人保健施設
579円～834円

※ 送迎を利用した場合は、送迎費用として184円(片道)が加算されます。

※ 食費と滞在費は保険の対象となりませんので、別途自己負担となりますが、所得の低い方には限度額が設定され、負担が軽減されます。(詳しくは17ページへ)

要介護1～5の方**要支援1・要支援2の方****特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームなどに入居し、日常生活上の支援や介護が受けられます。

自己負担額のめやす（1日）

542円～813円

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護が受けられます。

自己負担額のめやす（1日）

要支援1：183円

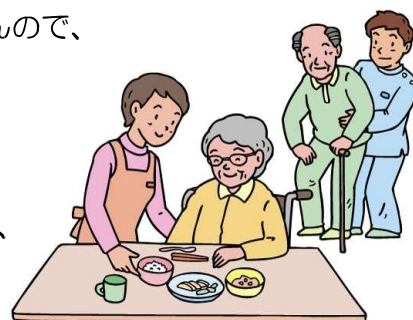
要支援2：313円

※ 食材料費や居室の費用は保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

柔軟かつ効率的なサービスが提供できるよう、生活相談や介護サービス計画の作成は特定施設の職員が行いますが、介護サービスの提供は、外部の提供事業者が行います。

- ① 特定施設の職員が実施するサービス(生活相談、計画作成、安否確認)は基本サービスとして1日あたりの定額となります。
- ② 外部のサービス提供事業者から実際にサービスを受けた実績を基本サービスに加算します。
- ③ 1ヶ月の利用額には、要介護度ごとに限度額が設けられます。

**基本サービスの自己負担（1日）**

区分	自己負担
要支援1・2	57円
要介護1～5	84円

出来高部分の自己負担（1日）

実際に利用した回数などが基本サービス分に加算されます

基本サービス+出来高部分の合計額（一ヶ月の限度額）

区分	費用限度額	自己負担限度額 (1割負担の場合)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	163,550円	16,355円
要介護2	183,620円	18,362円
要介護3	204,900円	20,490円
要介護4	224,350円	22,435円
要介護5	245,330円	24,533円